

【策定の趣旨】

<計画策定のねらい>

社会経済の急激なグローバル化とともに、少子高齢化や、過疎化（地域の衰退）、高度情報化、さらには新たな経済格差の発生等が、地域社会をはじめ私たちの暮らしや考え方、人生の設計、教育のあり方等に広く影響を及ぼしています。

このように社会や生活が変化する中で、生涯学習の推進においては、多様化・高度化する県民の学習ニーズに引き続き応えらるとともに、社会全体で取り組む教育の推進や、時代の要請である「新しい公共」を担う人材の育成を視野に入れた事業を実施していくことが求められています。

そこで、新たに改訂された「茨城県総合計画」並びに「いばらき教育プラン」の趣旨を踏まえ、本県の生涯学習を計画的に推進していくため「第4次茨城県生涯学習推進計画」を策定するものです。

<計画策定の背景>

【国の動向】

- ・平成18年12月 「教育基本法」
「生涯学習の理念」と「生涯学習社会の実現」を新たに規定。（第3条）
- ・平成20年2月 「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」
（中央教育審議会答申）
目指すべき施策の方向性を、「国民一人一人の生涯を通じた学習の支援」と「社会全体の教育力の向上」に集約し、その具体的な方策について提言。
- ・平成20年6月 「社会教育法」
「生涯学習」の用語を明記。「家庭・学校・地域の連携及び協力の促進」を努力義務として新たに規定。（第3条）
社会教育における人々の学習成果を活用して活動する機会の提供を追加規定。（第5条）

【課題】

- ・家庭の教育力や地域の教育力の低下への対応
- ・規範意識の低下への対応や基本的生活習慣の確立
- ・それぞれのライフステージに応じて、学び続けることができるための学習機会や学習情報の提供等
- ・学習成果の評価と活用
- ・「新しい公共」を担う人材の育成

これらは、生涯学習が新しい段階に差しかかっていることを示すものであり、こうした課題に対応していくため、本計画を策定します。